

該非判定書

作成責任者

会社名：IARシステムズ株式会社

役職：代表取締役社長

氏名：原部 和久

電話番号：03-5298-4800

対象貨物・役務

回路基板デバッグ用プローブ
IAR Systems AB 製 型名：I-jet
および
これに内蔵されたプログラム

判定（2024.2.1 施行法令準拠）

輸出令別表第一の	1 項～15 項	対象外
同	16 項	該当
外為令別表の	1 項～15 項	対象外
同	16 項	該当

判定理由

標記貨物は、Arm コアに対応したデバッグ用のプローブである。本機と PC、本機とデバッグ対象基板とを接続し、本機を介して PC 上で、回路基板の状態をモニタできる。

輸出令について

輸出を規制される貨物は、輸出令別表第一の 1 項～15 項に限定列挙される場所で、標記貨物は同表に掲げられたいずれの貨物でもない。よって、標記貨物は、リスト規制について対象外と判定する。

外為令について

標記貨物の機能の一部は、内蔵されたソフトウェアによって、実現されている。対外提供が規制される役務は、リスト規制に該当となる貨物を設計・製造・使用等するためのもの、及び、該当貨物と同等の機能を提供するものであるところ、本件プログラムはリスト規制について対象外である貨物を使用するためのものである。よって、本件プログラムは、リスト規制について対象外と判定する。

準拠法令について

本判定書は 2024/2/1 施行法令に基づくが、今時改正は判定対象貨物・役務に影響しないため、現行法令においても結論は不変である。

添付資料

- 項目別対比表（全 2 頁）
- 対象貨物資料（全 2 頁）

輸出貿易管理令 別表第一 項目別対比表 (該非判定用)

2024.2.1 施行法準拠

輸出令別表第一で明らかに規制されていない貨物

貨物名：回路基板デバッグ用プローブ

メーカー名：IAR Systems AB

型及び銘柄：I-jet

輸出令別表第一関連	判定欄 (いずれかをマーク)	貨物の内容・理由等
輸出令別表第一の1～15の項 及び 貨物等省令第1条から第14条 に該当する貨物か？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	回路基板デバッグ用プローブは 輸出令別表第一の1項～15項に 掲げられた貨物ではない。

注意事項

※ 判定欄で「はい」にチェックした場合は、関係する項目別対比表で、該非判定をすること。本シートは使用できない。

※ 判定欄で「いいえ」にチェックした場合でも、食品や木材等を除き、輸出令別表第三に列記された国以外に輸出する場合は、キャッチオール規制（用途・需要者）について確認すること。

作成責任者： (作成年月日： 2024年1月15日)

会社名 IARシステムズ株式会社

所属・役職 代表取締役社長

(フリガナ) ハラベ カズヒサ

氏名 原部 和久

電話 03-5298-4800

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

2024.2.1 施行法準拠

外為令別表で明らかに規制されていない技術

技術内容：

IAR Systems AB 製 型名：I-jet
に内蔵されたプログラム

外為令別表 関連	判 定 欄 (いずれかをマーク)	技術の内容・理由等
外為令別表の1～15の項 及び 貨物等省令第15条から第27条 に該当する技術か？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	Arm コアに対応した、回路基板動作状態モニタリングプログラム かかるS/Wは、 外為令別表1～15項に掲げられていない。

注意事項

※ 判定欄で「はい」にチェックした場合は、関係する項目別対比表で、該非判定をすること。本シートは使用できない。

※ 判定欄で「いいえ」にチェックした場合でも、一部を除き、輸出令別表第三（ホワイト国）以外に提供する場合は、キャッチオール規制（用途・需要者）について確認すること。

作成責任者：（作成年月日：2024年1月15日）

会社名 IARシステムズ株式会社

所属・役職 代表取締役社長

(フリガナ) ハラヘ カズヒサ

氏名 原部 和久

電話 03-5298-4800